

(案)

10 原委第 40 号  
平成 11 年 3 月 30 日

通商産業大臣 殿

原子力委員会委員長

北陸電力株式会社志賀原子力発電所の原子炉の設置変更  
(2 号原子炉の増設) について (答申)

平成 10 年 4 月 8 日付け平成 09・05・20 資第 1 号 (平成 11 年 2 月 18 日付け平成 09・05・20 資第 1 号をもって一部補正) をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 26 条第 4 項において準用する同法第 24 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号 (経理的基礎に係る部分に限る。) に規定する基準の適用については妥当なものと認める。